
第7章 審判

第1節 総則

第133条〔目的〕

本章の規定は、本協会および本協会管轄下のサッカー協会に登録されたサッカー競技の審判員（以下「サッカー審判員」という）およびフットサル競技の審判員（以下「フットサル審判員」という）ならびにサッカー競技の審判員の指導者（以下「サッカー審判指導者」という）およびフットサル競技の審判員の指導者（以下「フットサル審判指導者」という）の資格および地位に関する事項を定めることを目的とする。

第134条〔本協会の統制〕

本協会は、日本国内において行われるすべてのサッカー競技およびフットサル競技の審判に関する事項について統制する権限を持つ。

第135条〔公式試合のサッカー審判員およびフットサル審判員、サッカー審判指導者およびフットサル審判指導者〕

- ① 本協会に登録されたサッカー審判員およびフットサル審判員（以下「審判員」という）以外の者は、日本国内における一切の公式試合の審判活動を行うことはできない。
ただし、本協会が招聘した外国人審判員はこの限りではない。
- ② 本協会に登録されたサッカー審判指導者およびフットサル審判指導者（以下「審判指導者」という）以外の者は、本国内における一切の公式試合の審判員を指導することはできない。
ただし、本協会が招聘した外国人審判指導者はこの限りではない。

第2節 審判員の資格

第136条〔資格の種類〕

審判員の資格は、次の9種類とする。

- (1) 1級審判員
- (2) 女子1級審判員
- (3) 2級審判員
- (4) 3級審判員
- (5) 4級審判員
- (6) フットサル1級審判員
- (7) フットサル2級審判員
- (8) フットサル3級審判員
- (9) フットサル4級審判員

第137条〔技能の区分〕

- ① 1級審判員は、本協会が主催等するサッカー競技の試合（以下「試合」という）の

主審を行う技能を有する者とする。

- ② 女子1級審判員は、本協会管轄の第2種、第3種、第4種および女子の試合の主審を行う技能を有する者とする。
- ③ 2級審判員は、地域サッカー協会が主催する試合の主審を行う技能を有する者とする。
- ④ 3級審判員は、都道府県サッカー協会が主催する試合の主審を行う技能を有する者とする。
- ⑤ 4級審判員は、都道府県サッカー協会を構成する支部および地区／市区郡町村サッカー協会の傘下の団体、連盟等が主催する試合の主審を行う技能を有する者とする。
なお、4級審判員で特に優れた技能を有すると都道府県サッカー協会の審判委員会が認めた者については、都道府県サッカー協会主催の試合において、主審を行うことができる。
- ⑥ フットサル1級審判員は、本協会が主催するフットサル競技の試合（以下「フットサル試合」という）の主審および第2審判を行う技能を有する者とする。
- ⑦ フットサル2級審判員は、地域サッカー協会が主催するフットサル試合の主審および第2審判を行う技能を有する者とする。
- ⑧ フットサル3級審判員は、都道府県サッカー協会が主催するフットサル試合の主審および第2審判を行う技能を有する者とする。
- ⑨ フットサル4級審判員は、都道府県サッカー協会を構成する支部および地区／市区郡町村サッカー協会の傘下の団体・連盟等が主催するフットサル試合の主審および第2審判を行う技能を有する者とする。
なお、フットサル4級審判員で特に優れた技能を有すると都道府県サッカー協会の審判委員会が認めた者については、都道府県サッカー協会主催のフットサル試合において主審および第2審判を行うことができる。

第138条〔資格の認定〕

- ① 1級審判員の資格は、2級審判員および女子1級審判員のうちから、本協会または地域サッカー協会主催の1級審判員認定審査会において適格と認められた者に対して本協会が認定する。
1級審判員認定審査会の開催基準については、本協会審判委員会が定める。
- ② 女子1級審判員の資格は、女子の2級審判員のうちから、本協会または地域サッカー協会主催の女子1級審判員認定審査会において適格と認められた者に対して本協会が認定する。
女子1級審判員認定審査会の開催基準については、本協会審判委員会が定める。
- ③ 2級審判員の資格は地域サッカー協会が、3級および4級審判員の資格は都道府県サッカー協会が、それぞれの協会が主催する認定審査会において適格と認められた者に対して本協会が認定する。
各級の審判員認定審査会の開催基準については、本協会審判委員会が定める。
- ④ フットサル1級審判員の資格は、フットサル2級審判員、1級審判員および女子1級審判員のうちから、本協会または地域サッカー協会主催のフットサル1級審判員認定審査会において適格と認められた者に対して本協会が認定する。
フットサル1級審判員認定審査会の開催基準については、本協会審判委員会が定める。
- ⑤ フットサル2級審判員の資格は地域サッカー協会が、フットサル3級および4級審判員の資格は都道府県サッカー協会が、それぞれの協会が主催する認定審査会において適格と認められた者に対して本協会が認定する。
各級の審判員認定審査会の開催基準については、本協会審判委員会が定める。
- ⑥ 第3項および第5項の規定にかかわらず、本協会は、2級、3級および4級審判員

の資格認定を行うことができる。

- ⑦ 審判技能が著しく低下した場合および所定の義務を著しく怠った場合、本協会または該当する審査協会は、その協会の審議を経て、その審判員の降級を行う。
- ⑧ 前各項の規定にかかわらず、本協会は、外国で審判資格を取得した者については、その技能により適切なサッカー審判員またはフットサル審判員の資格を適宜認定することができる。

第138条の2〔資格の認定期間〕

認定期間を次のとおりとする。

- (1) 資格を新規に取得した者は、認定月日から当該年度末(3月31日)までとする。
- (2) 資格を更新する者は、4月1日から当該年度末(3月31日)までとする。

第139条〔資格認定における除外事由〕

審判活動の遂行に支障があると認められる者に審判資格を認定することはできない。

第140条〔定年による引退〕 <削除>

第3節 審判員の登録

第141条〔資格の新規登録〕

4級審判員の新規登録は、以下のとおりとする。

- (1) 本協会が新規に資格を認定した審判員は、それぞれの所属する都道府県サッカー協会に所定の登録料を納付して新規登録の事務手続きを行わなければならない。
- (2) 本協会は、審判員の資格認定証として審判証を交付する。

第142条〔資格の更新〕

審判員の資格の更新は、以下のとおりとする。

- (1) 審判員が翌年度にその資格の更新を希望する場合、資格有効期間内に更新の審査をする協会が定める講習を受講し、かつ本協会が定めた登録料を支払わなければならない。
- (2) 本協会は、更新を終了した審判員の資格認定証として審判証を交付する。

第143条〔登録料〕

- ① 審判員は、本協会、地域サッカー協会または都道府県サッカー協会が定める登録料を、所属する都道府県サッカー協会に納付しなければならない。
- ② 本協会への登録料は、毎年1年分を納付するものとする。
- ③ 本協会登録料の金額は、次のとおりとする。

- (1) 1級審判員 20,000円
- (2) 女子1級審判員 12,000円
- (3) 2級審判員 5,000円
- (4) 3級審判員 3,000円
- (5) 4級審判員 2,500円
- (6) 3級審判員(18歳未満) 1,000円
- (7) 4級審判員(18歳未満) 500円
- (8) フットサル1級審判員 12,000円
- (9) フットサル2級審判員 5,000円

- | | |
|------------------------|---------|
| (10) フットサル3級審判員 | 3, 000円 |
| (11) フットサル4級審判員 | 2, 500円 |
| (12) フットサル3級審判員(18歳未満) | 1, 000円 |
| (13) フットサル4級審判員(18歳未満) | 500円 |

- ④ 資格を更新する審判員の年齢は、更新手続きを行う年度開始日の前日(3月31日現在)の年齢とする。

第144条〔届出〕

審判員は、届出済の審判員情報に変更を生じた場合、可及的速やかに所定の手続きにより変更しなければならない。

第4節 審判員の義務

第145条〔義務〕

- ① 審判員は、主審を行った試合の審判報告書を、その試合日を含む2日以内に、その試合の主催サッカー協会長あてに送付しなければならない。
- ② 審判員は、所定の講習、研修会等に参加し、自己の審判技術の向上に努め、積極的に審判活動を行わなければならない。
- ③ 女性の審判員は、懐妊から産後1年を経過するまでの間は、所定の講習、研修会等の出席を免除される。

第146条〔服装等〕

審判員の服装は、シャツ、ショーツおよびストッキングのいずれも黒色であることを基本とするが、シャツについては他の色のものを着用することも認める。ただし、いずれの場合も、競技者の服装と明確に区別できる色で、かつ、当該試合を担当する審判員の服装が統一されていることを原則とする。

第5節 審判員の養成

第147条〔審判講習会〕

- ① 本協会は、審判技術向上のため、1級、女子1級審判員講習会を年2回以上、フットサル1級審判員講習会を年1回以上開催する。
- ② 審判技術向上のため、地域サッカー協会はサッカーおよびフットサルの2級審判員講習会を、都道府県サッカー協会はサッカーおよびフットサルの3級、4級審判員講習会を、それぞれ年1回以上開催する。

第148条〔1級および女子1級審判講習会〕 <削除>

第6節 審判指導者の資格

第149条〔資格の種類〕

本協会が認定および管轄する審判指導者の資格は、次の7種類とする。

- (1) S級審判インストラクター

- (2) 1級審判インストラクター
- (3) 2級審判インストラクター
- (4) 3級審判インストラクター
- (5) フットサル1級審判インストラクター
- (6) フットサル2級審判インストラクター
- (7) フットサル3級審判インストラクター

第150条〔技能の区分〕

- ① S級審判インストラクターは、1級以下のサッカー審判インストラクターならびに1級以下のサッカー審判員の指導、評価および認定審査を務める技能を有する者とする。
- ② 1級審判インストラクターは、2級以下のサッカー審判インストラクターならびに1級以下のサッカー審判員の指導、評価および認定審査を務める技能を有する者とする。
- ③ 2級審判インストラクターは、3級のサッカー審判インストラクターならびに2級以下のサッカー審判員の指導、評価および認定審査を務める技能を有する者とする。
- ④ 3級審判インストラクターは、3級以下のサッカー審判員の指導、評価および認定審査を務める技能を有する者とする。
- ⑤ フットサル1級審判インストラクターは、2級以下のフットサル審判インストラクターならびに1級以下のフットサル審判員の指導、評価および認定審査を務める技能を有する者とする。
- ⑥ フットサル2級審判インストラクターは、フットサル3級審判インストラクターならびに2級以下のフットサル審判員の指導、評価および認定審査を務める技能を有する者とする。
- ⑦ フットサル3級審判インストラクターは、3級以下のフットサル審判員の指導、評価および認定審査を務める技能を有する者とする。

第151条〔資格の認定〕

- ① S級および1級審判インストラクターの資格は、それぞれ本協会主催のS級または1級審判インストラクター認定審査会に参加して、適格と認められた者に対して本協会が認定する。
- ② 2級審判インストラクターの資格は、地域サッカー協会主催の2級審判インストラクター認定審査会に参加して、適格と認められた者に対して本協会が認定する。
- ③ 3級審判インストラクターの資格は、都道府県サッカー協会主催の3級審判インストラクター認定審査会に参加して、適格と認められた者に対して本協会が認定する。
- ④ フットサル1級審判インストラクターの資格は、本協会主催のフットサル1級審判インストラクター認定講習会に参加して、適格と認められた者に対して本協会が認定する。
- ⑤ フットサル2級審判インストラクターの資格は、地域サッカー協会主催のフットサル2級審判インストラクター認定講習会に参加して、適格と認められた者に対して本協会が認定する。
- ⑥ フットサル3級審判インストラクターの資格は、都道府県サッカー協会主催のフットサル3級審判インストラクター認定講習会に参加して、適格と認められた者に対して本協会が認定する。
- ⑦ 審判インストラクター及びフットサル審判インストラクターの認定審査基準は、本協会審判委員会が定める。
- ⑧ 審判指導者等が所定の義務を著しく怠った場合には、該当するその審判指導者等の審査協会は、当該協会の審判委員会の審議を経て、本協会がその審判指導者等の降級

を行うことができる。

- ⑨ 第2項、第3項、第5項及び第6項の規定にかかわらず、本協会は、2級、3級の審判インストラクターおよびフットサル審判インストラクターの資格認定または降級を行うことができる。
- ⑩ 前各項の規定にかかわらず、本協会は、外国で審判指導者等の資格を取得した者については、その技能により適切な各級審判インストラクターまたはフットサル審判インストラクターの資格を適宜認定することができる。

第151条の2〔資格の認定期間〕

認定期間を次のとおりとする。

- (1) 資格を新規に取得した者は、認定月日から当該年度末（3月31日）までとする
- (2) 資格を更新する者は、4月1日から当該年度末（3月31日）までとする

第151条の3〔資格認定における除外事由〕

審判活動の遂行に支障があると認められる者に審判資格を認定することはできない。

第152条〔定年による引退〕

各級の審判指導者の定年による引退は、次のとおりとする。

- (1) S級審判インストラクターおよびフットサル1級審判インストラクターは、満65歳となった日が属する年度の最終日（3月31日）に定年により引退する
- (2) 1級審判インストラクターは、満70歳となった日が属する年度の最終日（3月31日）に定年により引退する
- (3) 2級、3級の審判指導者の定年については、それぞれ地域サッカー協会、都道府県サッカー協会が定める

第153条〔解任〕 <削除>

第7節 審判指導者の登録

第154条〔資格の新規登録〕

審判指導者の新規登録は、以下のとおりとする。

- (1) 本協会より新規に資格を認定された審判指導者は、それぞれの所属する都道府県協会に所定の登録料を納付して新規登録の事務手続きを行わなければならない
- (2) 本協会は、審判指導者の資格認定証として審判証を交付する

第155条〔資格の更新〕

審判指導者の資格の更新は、以下のとおりとする。

- (1) 審判指導者が翌年度にその資格の更新を希望する場合、資格有効期間内に更新の審査をする協会が定める講習を受講し、かつ本協会が定めた登録料を支払わなければならない
- (2) 本協会は、更新を終了した審判指導者の資格認定証として審判証を交付する

第156条〔登録料〕

- ① 審判指導者は、本協会、地域サッカー協会または都道府県サッカー協会が定める登録料を、所属する都道府県サッカー協会に納付しなければならない。

② 本協会への登録料は、毎年1年分を納付するものとする。

③ 本協会登録料の金額は、次のとおりとする。

(1) S級審判インストラクター	20,000円
(2) 1級審判インストラクター	10,000円
(3) 2級審判インストラクター	4,000円
(4) 3級審判インストラクター	2,000円
(5) フットサル1級審判インストラクター	10,000円
(6) フットサル2級審判インストラクター	4,000円
(7) フットサル3級審判インストラクター	2,000円

第157条〔届出〕

審判指導者は、届出済の審判指導者情報に変更を生じた場合、可及的速やかに所定の手続きにより変更しなければならない。

第8節 審判指導者の義務

第158条〔義務〕

- ① 審判指導者は、実施講習会、研修会にかかる報告書を、可及的速やかに派遣協会の審判委員会に送付しなければならない。
- ② 審判指導者は、評価を行った審判員にかかる審判アセスメント報告書を、その試合日を含む2日以内に派遣協会の審判委員会に送付しなければならない。
- ③ 審判指導者は、所定の講習会、研修会等に参加し、自己の審判指導技術の向上に努め、積極的に活動を行わなければならない。
- ④ 女性の審判指導者は、懐妊から産後1年を経過するまでの間は、所定の講習会、研修会等は免除される。

第9節 審判指導者の養成

第159条〔審判指導者講習会〕

- ① 本協会は、審判指導者の指導技術向上のため、S級および1級審判インストラクター講習会を年2回以上、フットサル1級審判インストラクター講習会を年1回以上開催する。
- ② 都道府県サッカー協会および地域サッカー協会は、管轄する審判指導者の指導技術向上のため、それぞれの審判指導者講習会を年1回以上開催する。

第10節 審判員および審判指導者の表彰ならびに処分

第160条〔表彰〕

本協会は、審判技術の向上等に著しく貢献のあった審判員および審判指導者を表彰する。

第161条〔処分〕

本協会または第 207 条〔都道府県サッカー協会等における懲罰〕に基づき懲罰を決定し適用する権限を委任された都道府県サッカー協会は、審判員または審判指導者が、別紙 1『競技および競技会における懲罰基準』または第 229 条〔違反行為〕の各号のいずれかに該当した場合、それぞれの規定または都道府県サッカー協会の規定にしたがって処分する。

第 1 1 節 審判員および審判指導者の旅費等

第 1 6 2 条〔旅 費〕

本協会は、審判員および審判指導者が本協会の依頼により試合および競技会の審判または審判指導を行うことを目的として旅行したときは、本節の定めるところにより、旅費および手当を支給する。

第 1 6 3 条〔旅費の費目〕

旅費の費目は、交通費、宿泊費および日当とする。

第 1 6 4 条〔旅費の計算方法等〕

旅費の計算方法および支給基準等は、理事会の決定により別に定める。

第 1 6 5 条〔日 当〕

本協会は、旅行日につき一定額の日当を支給するものとし、その金額は、理事会の決定により別に定める。

第 1 6 6 条〔手 当〕

審判員および審判指導者の手当は、理事会の決定により別に定める。

第 1 6 7 条〔国内で行われる国際試合の手当〕

前条にかかわらず、F I F A の規定する「国を代表するチームが参加する試合」または F I F A もしくは A F C から派遣された外国人審判員の参加する国際試合における国際審判員、F I F A または A F C の審判インストラクターもしくは審判アセッサ一の手当は、F I F A または A F C の規定による金額とする。

第 1 6 8 条〔大会等の規定の優先適用〕

本節の規定と大会等の規定が異なる場合は、大会等の規定を優先して適用する。

第 1 6 9 条〔協 議〕

本節に定めなき事項については、会長と審判本部長との協議により定める。